

令和5年 第8回 ふじみ野市農業委員会総会議事録								
招集日時	令和5年8月25日		開会場所	ふじみ野市役所本庁舎5階 A大会議室				
開会の日時 及び宣告者	開会	令和5年8月25日	午後1時30分	議長				
	閉会	令和5年8月25日	午後2時00分	議長				
議長	粕谷 雄一							
No.	氏名		出欠	No.	氏名		出欠	
1	久保田 清		出	10	鈴木 智之		出	
2	柳川 嗣於		出	11	浅海 伊佐男		出	
3	横山 一明		出	12	岡部 昭		出	
4	嶋田 利行		出	13	谷田 峰男		出	
5	原田 一		出	14	粕谷 雄一		出	
6	近藤 広巳		出	15	有山 茂幸(最)		出	
7	岸 勇		出	16	宮寺 康夫(最)		出	
8	神木 茂		出	17	新井 正一(最)		出	
9	塩野 和義		出					
出席者数		農業委員		定数	14名	出席者		14名
		農地利用最適化推進委員		定数	3名	出席者		3名
議事参与(説明者)				書記				
葛籠貫 智洋								
島村 雄大								
有山 俊夫								
菅井 健吾								

<p>その他重要と 認める事項</p>	
	<p>上記会議の結果を記載し、その相違なきを証するためここに署名します。</p> <p>令和5年8月25日</p> <p>議 長 印</p> <p>署名委員 印</p> <p>署名委員 印</p>

		<p>ふじみ野市農業委員会会長は、令和5年8月25日、午後1時30分、ふじみ野市役所本庁舎5階A大会議室に農業委員会を招集した。</p>
日程第1	議長	<p>議長は午後1時30分、委員の過半数が出席したので、開会を宣言した。</p>
日程第2	議長	<p>議事録署名委員に1番・3番委員を指名する。</p>
日程第3	議長	<p>日程第3、報告第19号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に関する件、4件を報告します。</p>
	議長	<p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p>
	事務局	<p>報告書朗読。</p>
	議長	<p>質疑を求めます。</p>
	全委員	<p>なし。</p>
	議長	<p>報告案件ですので、報告第19号について終了します。</p>
日程第4	議長	<p>日程第4、議案第17号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件、1件を議題とします。</p>
	事務局	<p>案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>申請人は、現在も申請地を自宅への進入路として使用しています。一昨年に相続が発生し農地転用がされていないことを知りました。是正をすると家の周りの全ての土地が他人所有の土地のため公道から自宅への出入りが不可能となり、生活に支障がでてきますので、現状のまま許可申請をします。</p> <p>農地の区分は、概ね10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。</p>
	議長	<p>現地調査をした委員から説明をお願いします。</p>

日程第 5	12 番委員	8月18日に11番委員、事務局の3人で現地調査を行いました。自宅進入路として整備されており、周辺農地に問題ないと思います。
	議 長	地元委員は現地調査した12番委員です。 質疑はありますか。
	全 委 員	なし。
	議 長	質疑がないようでしたら、承認してもよろしいですか。
	全 委 員	異議なし。
	議 長	異議なし賛成により、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。
	議 長	議案第17号について終了します。
	議 長	日程第5、議案第18号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を議題とします。
	事 務 局	案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。 議案書朗読、説明。 受人は、現在妻の実家に家族5人で暮らしておりますが、子どもの成長や家財の増加により手狭になりました。戸建てのマイホームを購入したいと考え市街化区域を含め近隣を探しましたが見つかりませんでした。現在の居住地から車で5分の場所にある申請地は、子の面倒を見てもらえ、将来的に両親の面倒を見るにも環境が良い土地です。
	議 長	農地の区分は、概ね10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。 現地調査をした委員から説明をお願いします。
11 番委員	8月18日に12番委員、事務局の3人で現地調査を行いました。雑草が多少ありますが、除草すれば適正に使える農地です。近隣の農地には影響ないと思います。	
議 長	地元委員から説明をお願いします。	

日程第 6	3 番委員	他の農地にも影響がなく問題ないと思います。
	議 長	質疑はありますか。
	全 委 員	なし。
	議 長	質疑がないようでしたら、承認してもよろしいですか。
	全 委 員	異議なし。
	議 長	異議なし賛成により、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。
	議 長	議案第 1 8 号について終了します。
	議 長	日程第 6、議案第 1 9 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について 1 件を議題とします。
	事 務 局	案件について事務局に議案の朗読及び説明を求めます。 議案書朗読、説明。 生産緑地法では買取り申出できる条件として、生産緑地に指定されてから 3 0 年が経過した場合と、農業の主たる従事者が死亡した場合と、農業の主たる従事者に農業従事を不可能とさせる故障が生じた場合の 3 つがあり、本案件は主たる従事者の死亡によるものです。 今後の流れとしましては、今回の主たる従事者証明について承認されると、買取り申出者は市に対して買取り申出を行い、市が公園や緑地等として買取りしない場合は、農業委員会へ斡旋の申出を行います、そして買取希望が無い場合は生産緑地が解除されます。
	議 長	この案件について、現地調査を行った委員から説明をお願いします。
12 番委員	8 月 1 8 日に 1 1 番委員と事務局の 3 人で現地確認を行いました。申請地は草がありましたが、周辺の家にも影響がなく問題ないと思います。	
議 長	地元委員から説明をお願いします。	

日程第 7	7 番委員	昨日現地確認しました。家庭菜園を行っていました。農地として問題ないと思います。
	議 長	質疑はありますか。
	全 委 員	なし。
	議 長	質疑がないようでしたら、議案第 19 号の案件について承認してもよろしいですか。
	全 委 員	異議なし。
	議 長	異議なし賛成により、議案第 19 号の案件につきましては原案のとおり決定します。
	議 長	議案第 19 号について終了します。
	議 長	日程第 7、議案第 20 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、1 件を議題とします。
		この案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。
	事 務 局	議案書朗読、説明。
	議 長	この案件について、現地調査を行った委員から説明をお願いします。
	11 番委員	8 月 18 日に 12 番委員と事務局の 3 人で現地確認を行いました。1282-1 の農地については雑草があるが刈り取れば問題ありません。1287-1 の農地は雑草もなく農地として適正に管理されており問題ありません。
	議 長	地元委員から説明をお願いします。
3 番委員	8 月 23 日に現地調査を行いました。どちらの農地も問題ありません。本人からもこれから農業を行っていく意向を確認しています。	
議 長	質疑はありますか。	
全 委 員	なし。	

日程第 8	議 長	質疑がないようでしたら、議案第 20 号について承認してもよろしいですか。
	全 委 員	異議なし。
	議 長	異議なし賛成により、議案第 20 号につきましては原案のとおりに決定します。
	議 長	議案第 20 号について終了します。
	議 長	日程第 8、議案第 21 号、農用地利用集積計画の利用権設定について 1 件を議題とします。
		農用地利用集積計画（利用権設定）
	議 長	この案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。
	事 務 局	議案書朗読、説明。
	議 長	この案件について、現地調査を行った委員から説明をお願いします。
	11 番委員	8 月 18 日に 12 番委員と事務局の 3 人で現地確認を行いました。土地については整地されていて農地として活用できると思います。
	議 長	地元委員から説明をお願いします。
	5 番委員	耕作するのに問題ないと思います。
	議 長	質疑はありますか。
	全 委 員	なし。
	議 長	質疑がないようでしたら、議案第 21 号について承認してもよろしいですか。
全 委 員	異議なし。	
議 長	異議なし賛成により議案第 21 号について承認することに決定します。	
議 長	議案第 21 号について、終了します。	

日程第9	議長	<p>日程第9、議案第22号、農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画について1件を議題とします。</p>
		<p>農用地利用配分計画</p>
	議長	<p>この議案は関係する委員がいる議題となりますので、議案の終了まで、会議規則第10条の規定により該当委員は退席となりますので、よろしくお願ひします。</p>
		<p>該当委員退室。</p>
	議長	<p>この案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p>
	事務局	<p>議案書朗読、説明。</p>
		<p>利用権設定の土地は、農地中間管理事業による貸借のため埼玉県農林公社が仲介し借り受けるものとなります。</p>
		<p>借人は、トラクター、コンバイン、田植え機、乾燥機、農業用トラックなどを所有し営農しています。</p>
		<p>地元委員は借人について説明をお願いします。</p>
	議長	<p>借人はビニールハウスを3棟所有しており、野菜の出荷もして意欲的に農業を営んでいます。また、中間管理事業について熟知しています。よって適格だと思います。</p>
16番委員		<p>質疑はありますか。</p>
	議長	<p>なし。</p>
	全委員	<p>質疑がないようでしたら、議案第22号について意見なしとしてよろしいですか。</p>
	議長	<p>異議なし。</p>
	全委員	<p>異議なし賛成により議案第22号について意見なしとすることに決定します。</p>
	議長	<p>議案第22号について、終了します。</p>
	議長	<p>該当委員は入室してください。</p>
	議長	<p>該当委員入室。</p>

日程第 10	議 長	<p>日程第 10、議案第 23 号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について 1 件を議題とします。</p> <p>この案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p>
	事 務 局	議案書朗読、説明。
	議 長	ただいま事務局が説明した概要のとおりでございます。何か意見や質疑等がありますか。
	全 委 員	なし。
	議 長	意見や質疑等がなければ、議案第 23 号につきましては変更内容は妥当とし、意見なしとしてよろしいでしょうか。
	全 委 員	異議なし。
	議 長	議案第 23 号については、意見なしとすることに決定します。
	議 長	議案第 23 号について終了します。
	議 長	本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただきましてありがとうございました。これをもちまして、令和 5 年第 8 回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。
		(終了 午後 2 時)